

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

携帯電話機分割払いの滞納に注意！

信用情報に傷がつくことも…

【事例 30歳代男性のケース】

以前、スマートフォンの端末代金を分割払いでの購入、月々の通信料と一緒に支払っている。通話料がかさんだこともあります、過去に何回か滞納したことがあるが、現在は完済している。近く金融機関に住宅ローンの申込みをするが、審査が通るか心配だ。

各携帯電話会社では携帯電話の機器の代金支払い方法として、「一括払い」だけでなく「分割払い」の方法も採用しています。機器代が高額な場合などは、月々通信料と同時に携帯電話機の代金を分割で支払う利用者も多いようです。

月々の支払から携帯電話機の分割払い相当額や一部を割り引くキャンペーンが行われているケースも見受けられます。電話機の「購入契約」と「通信契約」は別々の契約であり、実際には通信契約分から割り引かれる仕組みになっています。月々の支払を滞納すると携帯電話機の分割払い代金を滞納したことになります。

携帯電話機の分割払いの滞納が3ヶ月以上続くと、その情報は割賦販売法に基づく「指定信用情報機関」に登録されます。完済している場合でも5年を超えない期間は記録が残り、その情報はクレジットやローンの申込などの際に利用され、滞納情報があるとローン会社の判断により契約を断られる可能性もあります。

【消費者へのアドバイス】

①携帯電話機の分割払いを滞納すると、その情報は登録され、将来設計に影響する可能性があります。また、子どもの名義で契約し、親が滞納した場合でも、子どもの信用情報に影響することもあるので注意しましょう。

②信用情報は本人が申告すれば確認することができます。方法など詳しくは信用情報機関のホームページをご覧ください。

株式会社シー・アイ・シー <http://www.cic.co.jp>

株式会社日本信用情報機構 <http://www.jicc.co.jp/>

全国銀行個人信用情報センター <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

(2013年4月)

困ったときは消費生活相談室にご相談ください

三芳町消費生活相談室

月・火・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時

午後 1時～午後 3時

電話番号 049-258-0019（内線292）